

## 川崎市緊急経済対策

## 東北地方太平洋沖地震等に伴い

## 「激甚災害対策資金」「大震災対策緊急資金」を新設しました

「激甚災害対策資金」及び「大震災対策緊急資金」の対象とする被災地域は、「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）の適用地域です。（若手県・宮城県・福島県等の市町村。東京都を除く。）

なお、適用地域の詳細については、厚生労働省HPで御確認ください。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000014j2y.html>

## 【激甚災害対策資金】

- |        |   |         |          |
|--------|---|---------|----------|
| ○対象    | 国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等                             | ○融資利率   | 年1.7%以内  |
| ○資金用途  | 運転資金・設備資金（川崎市外の設定備でも対象）                               | ○信用保証料率 | 市が全額補助   |
| ○融資限度額 | 2億8,000万円（別枠）   | ○条件     | り災証明書が必要 |
| ○融資期間  | 運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内を含む）<br>設備資金 10年以内（うち据置期間1年以内を含む） |         |          |

## 【大震災対策緊急資金】

- |        |  |         |                            |
|--------|--|---------|----------------------------|
| ○対象    | 「東北地方太平洋沖地震等」により取引先が被災し、営業の停止や事業の縮小などを行ったことにより、売上や利益の減少、経費の増加などの影響を受けている中小企業者等 | ○融資利率   | 年1.5%以内                    |
| ○資金用途  | 運転資金   | ○信用保証料率 | 年0.45%～1.10%<br>（市が概ね半額補助） |
| ○融資限度額 | 500万円  | ○条件     | 取扱金融機関による確認が必要             |
| ○融資期間  | 運転資金 5年以内（うち据置期間6か月以内を含む）  |         |                            |

①詳細については、次の窓口へお問い合わせください。

②特別相談窓口を平成23年9月30日まで（土日祝日を除き）実施しています。（受付時間：午前8時30分～午後5時。昼休みを除く。）

③融資制度の御利用に際しては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査が必要です。

## 【問い合わせ先】

川崎市経済労働局産業振興部金融課 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 ☎044-544-1846、1847 ㊟044-544-3263

川崎市経済労働局産業振興部中小企業溝口事務所 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階 ☎044-812-1112、1113 ㊟044-812-2075

E-mail 28kinyu@city.kawasaki.jp URL <http://www.city.kawasaki.jp/e-news/info24/index.html>

## 身のまわりの災害情報を知っておくことの重要性



はじめに今回の東北地方太平洋沖地震とその津波、福島原子力発電所事故の被害にあわれた方々へ心からお見舞い申し上げます。

現在も使われている建築基準法の新耐震基準は、1978年（昭和53年）に今回と同じ宮城県沖地震（M7.4）をきっかけに見直され、その3年後に施行されました。巨大地震時に、相当の損傷や変形があっても倒壊せず、“人命を守る”ことを確認する内容です。しかし、今回の集落ごと流されるような巨大津波被害の映像を繰り返し見ると、改めて建築物の無力さを実感すると同時に、その地域の過去の災害状況や被害予想を知ることの重要性を感じました。

本誌の配布地域である川崎市は、巨大津波は無いにしても、海から多摩川に沿って水際の低地も多く、自宅や会社周辺の状況などが気になった方も多いのではないのでしょうか。これを機に、一度調べてみてはいかがでしょうか。最近、国交省や各自治体のホームページで様々な情報を公開しています。国土地理院のサイトでは活断層図が見られますし、川崎市ならば、まちづくり局から浸水実績図を見ると、過去の浸水被害箇所が一目でわかります。またガイドマップかわさきから地質図集を開くと、付近のボーリング柱状図を見ることが出来ます。十数m下までの地質の構成や強弱、水位等がわかります。私も地盤調査前のプランニング時によく利用するのですが、凡例もわかりやすく参考になります。

地盤上の建築物の耐震化を進めることは、勿論大変重要です。特に上記の新耐震基準前の建築物の場合、地震に弱い場合もあります。補助金で耐震診断も行えますので、一度地域の役所に相談に行かれるとよいでしょう。自分が暮らす地域や建物を知って、災害時に備えましょう。

**須山 愛**（すやま あい） sui建築設計 代表、一級建築士、一級建築施工管理技士、震災建築物応急危険度判定士、CASBEE建築評価員、各種施設から店舗、住宅等設計・施工監理を行う、川崎市産業振興財団エコプロジェクト監修、川崎新産業創造センターLED照明改修監修

## 窓口相談（相談料無）電話予約 ☎044-548-4141

新設 月曜日に「女性の創業に関する相談」コーナー！！ 相談時間は、13:30～16:30です。

※土曜日、日曜日、祭日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みとさせていただきます。

すべて予約制、午後相談

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
女性の創業に関する相談 第2、4週	企業経営・企業革新相談 毎週	経営に関する法律相談 第1、2、4週	受発注に関する取引斡旋 毎週	経営全般に関する相談 毎週
税理士	中小企業診断士	弁護士	神奈川産業振興センター職員	相談員

常設以外の税理士による税務相談、技術士による技術相談、社会保険労務士による労務相談、弁理士による特許・実用新案相談などの専門家による窓口相談は、予約をいただいた後に日程調整します。

【問い合わせ先】 財団法人川崎市産業振興財団 経営支援課